

新潟県災害派遣福祉チーム（新潟県DWA T）ロゴマーク使用要領

（目的）

第1条 この要領は、「新潟県災害派遣福祉チーム（以下「新潟県DWA T」という。）ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領においてロゴマークとは、別記に掲げるものとする。

（ロゴマークを使用できる者）

第3条 ロゴマークを使用できる者は次に掲げる者とする。

- （1）新潟県DWA Tチーム員（以下「チーム員」という。）
- （2）新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体
- （3）新潟県
- （4）新潟県から新潟県DWA Tに関する業務の委託を受けている者
- （5）その他知事が適当と認めた者

（使用の範囲）

第4条 ロゴマークの使用範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- （1）チーム員の身分証明のために使用する場合（チーム員登録証、名刺、ビブス等への使用）
- （2）新潟県DWA Tの普及・啓発のために使用する場合（ホームページ、パンフレット、チラシ、研修資料、のぼり等への使用）
- （3）その他、ロゴマークを使用することが適当と認められるもの

2 前項の基準を満たす場合であっても、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- （2）特定の政治、思想、宗教、募金等の活動のために利用されるおそれがある場合
- （3）県の信用を失墜し、又は品位を害するとおそれがある場合
- （4）第三者の利益を害するおそれがある場合
- （5）ロゴマークを使用する者が次のいずれかに該当する場合

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合

（使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げることを遵守するものとする。

- (1) 使用要領を遵守すること。
- (2) 新潟県DWA Tに関連しない事項について、新潟県DWA Tに関連する事項であると誤認させるおそれがある方法で使用してはならない。
- (3) 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
- (4) 県が提供するロゴマークの電子データを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用基準）

第6条 前条の範囲に該当する者は、次の基準に基づき、ロゴマークを使用することができる。

- (1) ロゴマーク中の図と文字を一体として使用する。
- (2) 縦横の比率を変えて拡大・縮小しない。
- (3) 部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。
- (4) 色を変えない。（単色での使用は可）

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用の中止等）

第8条 知事は、ロゴマークの不適正な使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

（ロゴマークに関する権利）

第9条 ロゴマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

(責任の制限)

第10条 第8条の規程により、ロゴマークの使用者にロゴマークの使用の中止による損害が生じても、知事はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用者が、ロゴマークの使用により、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、知事は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(規程の改定)

第11条 本要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

この要領は、令和8年6月16日から実施する。

別記（第2条関係）

【ロゴマーク】

